

7月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみてもいいですか。



*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

法律相談(先着8人)

期日 7月6日(金)・20日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎0088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 7月13日(金)・27日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
相談ダイヤル ☎054(646)6055

出張がんよろず相談

医師や看護師などが、がん治療や治療費用などの相談に応じます。

期日 8月23日(金)
時間 13:00～16:00
会場 さざんか2階会議室1～3
予約 8月1日(木)～12日(金) (土日除く) *先着5組まで。
予約専用ダイヤル ☎055(989)5392

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。

期日 7月14日(金)
時間 10:00～15:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 7月20日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎0547@6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 7月6日(金)・20日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

介護相談

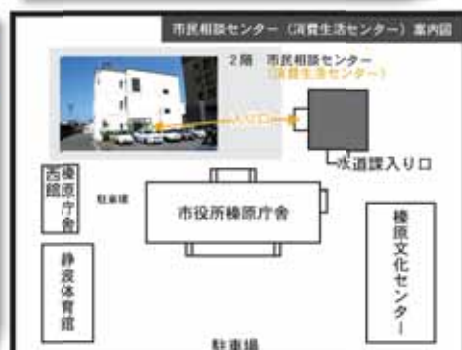
期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 棟原庁舎2階相談室
相良保健センター

高齢者福祉課 ☎0076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 7月15日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良保健センター
地域包括センターさがら ☎1900



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



「牧之原市歯や口の健康づくり条例」制定
生涯自分の歯で生活

「牧之原市歯や口の健康づくり条例」が、平成28年4月1日に制定されました。この条例を契機に、市民の皆さんや市保健師、歯科医師など、関係する人たちが一緒になって、歯や口の健康づくりに取り組み、生涯にわたる健康の増進を実現しましょう。
問い合わせ 健康推進課 中村 ☎(23)0024

生涯自分の歯で元気な長寿を実現する

歯や口の健康を保つことは、自分自身の健康を保持したり、病気を予防したりと、豊かな日常生活を送るために欠かせません。
市では、子どもから大人まで歯や口に関心を持ち、生涯自分の歯で元気な長寿を実現するために、「牧之原市歯や口の健康づくり条例」を制定しました。
この条例の推進については、市の歯科保健計画で施策を検討し、実践していきます。
市民の皆さん一人一人が条例の必要性を理解し、皆さんと関係者として協力して、歯や口を大切に考え行動する市民風土を築いていきましょう。

歯や口の健康づくりを推進するための基本的な施策

- 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯や口の健康づくりを進める運動）の推進
- 乳児期からの母子保健事業での歯科健診や歯みがき指導、フッ化物塗布などの推進
- 幼児期及び学齢期（保育園、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校）での、歯科教育やフッ化物洗口の推進
- 生涯にわたるむし歯対策、歯周病対策および口腔機能の維持向上の推進
- 大規模災害時における口腔衛生の整備の推進

いったいどんな条例だろう？

市民や関係者の責務や役割

- 市民** 歯や口の健康づくりに関する正しい知識および理解を家族や地域で共有し、歯や口の健康づくりを積極的に実践
- 市** 歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 歯科医師など** 歯や口の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健医療関係者との連携により適切な歯や口の健康づくりを推進
- 保健医療関係者** 市民の歯や口の健康づくりの推進や、連携および協力を図る
- 事業者** 市内の事業所において雇用する従業員に対する歯科検診および保健指導の機会確保、その他歯や口の健康づくりの推進に努める